

平成31年4月1日 制定

次世代住宅ポイント対象住宅証明書  
発行業務要領

株式会社 CI 東海

## 第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (発行業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地及び業務区域)
- 第5条 (適合審査対象住宅)

## 第2章 適合審査の業務の実施方法等

- 第6条 (適合審査の依頼)
- 第7条 (適合審査の依頼の受理及び契約)
- 第8条 (約款に盛り込むべき事項)
- 第9条 (適合審査の実施方法)
- 第10条 (証明書の発行等)
- 第11条 (適合審査の依頼の取下げ)

## 第3章 証明手数料

- 第12条 (証明手数料の設定及び収納)
- 第13条 (証明手数料の減額及び返還等)

## 第4章 審査員

- 第14条 (審査員)
- 第15条 (秘密保持義務)

## 第5章 雑則

- 第16条 (帳簿の作成及び保存方法)
- 第17条 (帳簿及び書類の保存期間)
- 第18条 (書類の保存及び管理方法)
- 第19条 (適合審査の業務に関する公正の確保)
- 第20条 (事前相談)
- 第21条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第22条 (国土交通省等への報告等)

別表1 次世代住宅ポイント証明書交付番号の付番方法

別表2 証明手数料

別記様式1号 次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書

別記様式2号 次世代住宅ポイント対象住宅証明書

別記様式3号 変更次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書

別記様式4号 次世代住宅ポイント対象住宅証明書(変更)

別記様式5号 次世代住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書

別記様式6号 次世代住宅ポイント対象住宅に係る適合審査取下げ届

別記様式 7 号 次世代住宅ポイント対象住宅証明書再交付願  
別記様式 8 号 次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼引受承諾書

## 第 1 章 総 則

### (趣旨)

第 1 条 この次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務要領（以下「業務要領」という。）は、株式会社 C I 東海（以下「当機関」という。）が、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定めた次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務要領に従って実施する、次世代住宅ポイント対象住宅判定基準（以下「ポイント基準」という。）への適合に係る適合審査（以下「適合審査」という。）の実施について必要な事項を定める。

### (基本方針)

第 2 条 当機関は、適合審査について、この業務要領に基づき公正かつ適確に実施する。

### (発行業務を行う時間及び休日)

第 3 条 発行業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。

2 前項の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 30 日から翌年の 1 月 5 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）
- (4) 夏期休日（8 月 1 1 日から 1 7 日までの間で、C I 東海があらかじめ広告した日）

3 前 2 項の規定に関わらず、緊急を要する場合又は C I 東海が必要と判断する場合は、これらの規定によらないことができる。

### (事務所の所在地及び業務区域)

第 4 条 事務所の所在地は 次のとおりとする。

- (1) 本社は、愛知県名古屋市中区金山一丁目 1 2-1 4（金山総合ビル 4 階）とする。
- (2) 岡崎事務所は、愛知県岡崎市羽根北町二丁目 1 番 1 とする。
- (3) 四日市事務所は、三重県四日市市鶉の森 1-3-15 リックスビル 1 階

2 業務区域は、愛知県、三重県の全域及び岐阜県、静岡県各都市計画区域内とする。

### (適合審査対象住宅)

第 5 条 適合審査対象住宅は、新築の住宅で、次のいずれかのポイント基準に適合するものとする。

- (1) 省エネルギー性に優れた住宅（断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上）
- (2) 耐震性に優れた住宅（耐震等級 2 以上又は免震建築物）
- (3) バリアフリー性に優れた住宅（高齢者等配慮対策等級 3 以上）
- (4) 耐久性・可変性に優れた住宅（劣化対策等級 3 かつ維持管理対策等級 2 以上）

(共同住宅等については、一定の更新対策が必要)

## 第2章 適合審査の業務の実施方法等

### (適合審査の依頼)

第6条 適合審査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)、又はその手続きについて一切の権限を依頼者から委任された者(以下「代理者」という。)は、次の各号に掲げる図書(以下「適合審査用提出図書」という。)を当機関に正副2部提出するものとする。

- (1) 次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書(別記様式1号)
- (2) 委任状(代理者の場合)
- (3) 設計内容説明書
- (4) 適合審査対象住宅の設計図書等(仕様書、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、外皮等計算書等、その他適合審査に必要な図書(以下「適合審査添付図書等」という。))のうち、適合審査の依頼がされたポイント基準の区分に応じ必要となる設計図書等。

2 依頼者(代理者を含む。以下同じ)は、第10条第1項の証明書の交付を受けたポイント基準への適合内容を変更する場合においては、次の各号に掲げる図書を当機関に正副2部提出するものとする。

- (1) 変更次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書(別記様式3号)
- (2) 適合審査添付図書のうち変更に係るもの
- (3) 変更前の証明書(写し)

3 当機関は、前2項により提出された依頼図書(変更依頼図書を含む。以下同じ)の受理については、予め依頼者と協議して合意したときは、電子情報処理組織の使用又は電磁ディスクの受理によることができる。

### (適合審査の依頼の受理及び契約)

第7条 当機関は、前条の適合審査の依頼があったときは、次の事項を確認し当該適合審査用提出図書を受理する。

- (1) 適合審査を依頼された住宅の所在地が、第4条第2項の業務区域内であること。
- (2) 適合審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 適合審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 適合審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 当機関は、前項第2号から第4号までの確認の結果、適合審査用提出図書が同項同号のいずれかに不備等があると認める場合は、その補正を求める。

3 第1項第1号の業務区域内でない場合若しくは依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に適合審査用提出図書を返却する。

4 当機関は、第1項により適合審査用提出図書を受理した場合は、依頼者に次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼引受承諾書(別記様式8号)(以下「引受承諾書」という。)を交付する。この場合、依頼者と当機関は別に定める次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務約款(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。

### (約款に盛り込むべき事項)

第8条 前条第4項の業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記する。

- (1) 依頼者は、当機関が適合審査用提出図書のみでは次条第1項の適合審査の業務を行うことが困難であると認めた場合は、双方合意のうえ定めた期日までに、適合審査の業務を行うのに必要な範囲内において、依頼に係る対象住宅の計画その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に当機関に提出しなければならない旨の規定
- (2) 依頼者は、当機関がポイント基準への適合性に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意のうえ定めた期日までに、当該部分の適合審査用提出図書の修正及び追加書類の提出その他必要な措置を行わなければならない旨の規定
- (3) 当機関は、適合審査の業務に要する標準的な期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
- (4) 依頼者が、当機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、その理由が正当であると当機関が認める場合は、当機関は業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (5) 依頼者は、当機関が、正当な理由なく業務期日までに完了せず、又、その見込みのない場合は、契約を解除できる旨の規定。並びに当機関に帰すべき事由により契約を解除したときは、すでに支払った証明手数料の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる旨の規定
- (6) 当機関は、依頼者が第1号及び第2号に規定する責務を怠った場合、その他不可抗力によって、業務期日までに証明書を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 当機関は、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに証明書を交付することができないときは、依頼者に書面をもって通知することにより契約を解除することができる旨の規定
- (8) 当機関は、適合審査用提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な適合審査の業務を行う事ができなかつた場合においては、適合審査の業務の結果について責任を負わない旨の規定

### (適合審査の実施方法)

第9条 当機関は、適合審査用提出図書を受理したときは、速やかに、第14条に定める審査員に適合審査の業務を行わせる。

- 2 審査員は、適合審査用提出図書によりポイント基準に適合しているかどうかを審査する。
- 3 審査員は適合審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該住宅がポイント基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めることができる。
- 4 審査員は、適合審査の業務を行ううえで必要があると認める場合においては、依頼者に対し、説明を求めることができる。

### (証明書の発行等)

第10条 当機関は、前条の審査の結果、ポイント基準に適合することを認めるときは、依頼者に次世代住宅ポイント対象住宅証明書（別記様式2号）（第6条第2項による変更依頼の場合は次世代住宅ポイント対象住宅証明書（変更）（別記様式4号）。以下「証明書」という。）を交付する。

2 証明書に記載する証明書交付番号は、別表1「次世代住宅ポイント対象住宅証明書交付番号の付番方法」に基づいて付番をする。

3 当機関は、前条の審査の結果、依頼に係る住宅がポイント基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めるときは、その旨の通知書（別記様式5号）を依頼者に交付する。

4 当機関が交付した証明書を滅失等したときに、依頼者から次世代住宅ポイント対象住宅証明書再交付願（別記様式7号）が提出されたときは、再交付である旨表示して依頼者に証明書を交付する。

#### （適合審査の依頼の取下げ）

第11条 依頼者は、証明書の交付前に適合審査の依頼を取り下げる場合は、その旨を記載した次世代住宅ポイント対象住宅に係る証明依頼取下げ届（別記様式6号）を提出する。

2 当機関は、前項の次世代住宅ポイント対象住宅に係る証明依頼取下げ届を受理した場合は、適合審査の業務を中止し、適合審査用提出図書を依頼者に返却する。

### 第3章 証明手数料

#### （証明手数料の設定及び収納）

第12条 当機関は、証明書の適合審査業務に係る手数料（以下「証明手数料（消費税別）」という。）を、別表2に定める。

2 依頼者は、引受承諾書に定める証明手数料を現金により納入する。ただし、引受承諾書の交付時に銀行振込により納付したことが確認できる場合はこの限りでない。

3 前項の振り込みに要する費用は依頼者の負担とする。

4 前2項の規定に関わらず、一括支払いに関する協定書を締結する方法によることができる。

5 第10条第4項の再交付の手数料は、3,000円とする。

#### （証明手数料の減額及び返還等）

第13条 当機関は、適合審査の業務が効率的に実施できる場合等で減額することが適切であると判断した場合は、証明手数料を減額することができる。

2 収納した証明手数料は返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合審査の業務が実施できなかった場合には、依頼者に返還する。

3 第11条第1項の依頼取下げ届が提出された場合は、証明手数料の2分の1以内を依頼者に返還することができる。

### 第4章 審査員

#### （審査員）

第14条 当機関は、住宅品質確保法第13条に定める評価員に適合審査の業務を行わせる。

### (秘密保持義務)

第15条 当機関の役員及びその社員並びにこれらの者であった者は、適合審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第5章 雑則

### (帳簿の作成及び保存方法)

第16条 当機関は、次の各号に掲げる事項を記載した次世代住宅ポイント対象住宅に係る証明書発行業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、適合審査業務以外の目的で複製、利用等がされない確実な方法で保存する。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 適合審査業務の対象となる住宅の名称
- (3) 適合審査業務の対象となる住宅の所在地
- (4) 適合審査業務の対象となる住宅の建て方
- (5) 適合審査業務の対象となる住宅の構造
- (6) 適合審査業務の対象となる住宅に適用した次世代住宅ポイント対象住宅判定基準
- (7) 適合審査の依頼を受けた年月日
- (8) 適合審査を行った審査員の氏名
- (9) 証明手数料
- (10) 証明書の交付番号
- (11) 証明書の交付を行った年月日
- (12) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書を交付できない旨の通知書の交付を行った年月日

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法により行うことができる。

### (帳簿及び書類の保存期間)

第17条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項の帳簿 適合審査の業務を廃止するまで。
- (2) 適合審査用提出図書及び証明書等の写し 証明書の交付を行った日の属する年度から5事業年度

### (書類の保存及び管理方法)

第18条 前条各号の書類の保存は、適合審査中にあつては適合審査のため必要ある場合を除き事務所内において、適合審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、

必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存により行うことができる。

#### **（適合審査の業務に関する公正の確保）**

- 第19条 当機関の役員又はその社員が、適合審査の依頼を自ら行った場合又は代理者として行った場合は、これらの依頼に係る適合審査を行わない。
- 2 当機関の役員又はその社員が、次世代住宅ポイント対象住宅証明の依頼に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、これらの依頼に係る適合審査を行わない。
- （1）設計に関する業務
  - （2）販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
  - （3）建設工事に関する業務
  - （4）工事監理に関する業務
- 3 当機関は、その役員又は社員（過去2年間に役員又は社員であった者を含む。）のいずれかが当機関の役員又はその社員である者の行為が、次のいずれかに掲げる場合（当該役員又はその社員が当該依頼に係る適合審査の業務を行う場合に限る。）は、これらの依頼に係る適合審査を行わない。
- （1）適合審査の依頼を自ら行った場合又は代理者として適合審査の依頼を行った場合
  - （2）適合審査の依頼に係る住宅について、前項各号のいずれかに掲げる業務を行った場合

#### **（事前相談）**

第20条 依頼者は、適合審査の依頼に先立ち、当機関に相談することができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

#### **（電子情報処理組織に係る情報の保護）**

第21条 当機関は、電子情報処理組織による依頼の受け付け及び証明書等の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定める。

#### **（国土交通省等への報告等）**

第22条 当機関は、公平な業務を実施するために国土交通省や次世代ポイント事務局等から業務に関する報告等を求められた場合、適合審査の内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

附 則

この業務要領は、平成31年4月1日から施行する

別表1 次世代住宅ポイント対象住宅証明書交付番号の付番方法

交付番号は、16桁の英数字を用い、次のとおり表すものとする。

『129-00-0000-E-0-00000』

- 1～3桁目 当機関の登録住宅性能評価機関番号
- 4～5桁目 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号
- 6～9桁目 証明書交付日の西暦
- 11桁目 1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
- 12～15桁目 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

## 別表2

### 証明手数料（消費税別）

1. 依頼1件につき表に掲げる額とする。

対象住宅	適合審査区分		証明手数料
住宅の新築 または新築住 宅の取得	型式住宅部分等製造者認証等を取得しており ポイント基準への審査を省略できる場合		5,000円/戸
	上記以外で 審査を省略 できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱等性能等級4</li> <li>・一次エネルギー消費量等級4</li> <li>・一次エネルギー消費量等級5</li> <li>・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2</li> <li>・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3</li> <li>・免震建築物</li> <li>・高齢者等配慮対策等級3※1</li> <li>・高齢者等配慮対策等級4※1</li> <li>・高齢者等配慮対策等級5※1</li> <li>・劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等 級2※2以上（共同住宅・長屋については 一定の更新対策※3に適合）</li> </ul> <p>上記のいずれかの申請をする場合</p>	25,000円/戸

※1 9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）及び9-2高齢者配慮対策等級（共用部分）

※2 4-1維持管理対策等級（専用配管）及び4-2維持管理対策等級（共用配管）

※3 躯体天井高の確保（2.5m以上）及び間取り変更の障害となる壁または柱がないこと

2. 共同住宅等で住棟の耐震等級、劣化対策等級の適合審査が必要となる場合は見積もりとします。
3. 変更計画に係る証明手数料は、当初手数料の1/2とする。
4. 再交付手数料 3,000円/枚とする。

## 次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書

年 月 日

株式会社 CI 東海  
代表取締役 様依頼者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
依頼者の氏名又は名称 印代理者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
代理者の氏名又は名称 印下記の住宅の次世代住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。  
この依頼書及び提出函書に記載の事項は、事実と相違ありません。

## 記

【住宅の所在地（地名地番）】

【住宅又は建築物の名称】

【住宅の建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等\*（個別依頼 一括依頼）

【住宅の構造】 \_\_\_\_\_造 一部\_\_\_\_\_造

【適用する次世代住宅ポイント対象住宅判定基準】

断熱等性能等級4 一次エネルギー消費量等級4 一次エネルギー消費量等級5耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3免震建築物高齢者等配慮対策等級3※1 高齢者等配慮対策等級4※1 高齢者等配慮対策等級5※1劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2※2以上（共同住宅・長屋については一定の更新対策※3に適合）

※1 9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）及び9-2高齢者配慮対策等級（共用部分）

※2 4-1維持管理対策等級（専用配管）及び4-2維持管理対策等級（共用配管）

※3 躯体天井高の確保（2.5m以上）及び間取り変更の障害となる壁または柱がないこと

※受付欄	※手数料欄	※決裁欄
年 月 日		
第 号		
依頼受理者印		

\*個別依頼の場合は住宅又は建築物の名称と併せて住宅番号を記載し、一括依頼の場合は別紙に必要な事項を記載してください。

&lt;登録住宅性能評価機関からのお願い&gt;

次世代住宅ポイント対象住宅の技術基準適合状況や住宅の仕様などについて、住宅対策の立案に資するために、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省や次世代住宅ポイント事務局に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

受領月日	/	受領者氏名 連絡先	TEL ( ) -	受領者 印	
------	---	--------------	-----------	----------	--

## (第二面)

## 1. 住宅の概要

敷地面積	m <sup>2</sup>		
建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
階数	地上 ( )	地下 ( )	

## 2. 代理者

氏名又は名称			
所在地	〒		
電話・FAX	電話	FAX	

## 3. 設計者

氏名			
資格	( ) 級建築士	( ) 登録	号
建築士事務所名	( ) 建築士事務所	( ) 登録	号
所在地	〒		
電話・FAX	電話	FAX	

## 4. 記載内容の問合せ先

フリガナ			
担当者名			
所属	<input type="checkbox"/> 代理者 <input type="checkbox"/> 設計者    (ここにチェックした場合は、下欄の記入は不要です)		
	<input type="checkbox"/> その他(会社名 )		
	電話	FAX	

## 次世代住宅ポイント対象住宅証明書

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関

株式会社 CI 東海

代表取締役

印

下記の住宅は、次世代住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していることを証します。

## 記

1. 住宅の所在地（地名地番）

2. 住宅又は建築物の名称（共同住宅等の場合は住宅番号を併せて記載）

3. 住宅の建て方

4. 住宅の構造

5. 適用した次世代住宅ポイント対象住宅判定基準

断熱等性能等級4 一次エネルギー消費量等級4 一次エネルギー消費量等級5耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3免震建築物高齢者等配慮対策等級3※1 高齢者等配慮対策等級4※1 高齢者等配慮対策等級5※1劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2※2以上（共同住宅・長屋については一定の更新対策※3に適合）

※1 9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）及び9-2高齢者配慮対策等級（共用部分）

※2 4-1維持管理対策等級（専用配管）及び4-2維持管理対策等級（共用配管）

※3 躯体天井高の確保（2.5m以上）及び間取り変更の障害となる壁または柱がないこと

審査依頼年月日	年 月 日
証明書発行年月日	年 月 日
証明書発行番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-E-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

変更次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書

年 月 日

株式会社 CI 東海  
代表取締役 様

依頼者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
代理者の氏名又は名称 印

下記の住宅の変更次世代住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。  
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の証明書】

1. 証明書発行番号
2. 証明書発行年月日
3. 証明書を発行した者
4. 変更の概要

※受付欄	※手数料欄	※決裁欄
年 月 日		
第 号		
依頼受理者印		

受領月 日	/	受領者氏名 連絡先	TEL ( ) -	受領者 印	
----------	---	--------------	-----------	----------	--

## 次世代住宅ポイント対象住宅証明書（変更）

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関  
株式会社 CI 東海  
代表取締役

印

下記の住宅は、次世代住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していることを証します。

## 記

1. 住宅の所在地（地名地番）
2. 住宅又は建築物の名称（共同住宅等の場合は住宅番号を併せて記載）
3. 住宅の建て方
4. 住宅の構造

## 5. 適用した次世代住宅ポイント対象住宅判定基準

断熱等性能等級4 一次エネルギー消費量等級4 一次エネルギー消費量等級5耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3免震建築物高齢者等配慮対策等級3※1 高齢者等配慮対策等級4※1 高齢者等配慮対策等級5※1劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2※2以上（共同住宅・長屋については一定の更新対策※3に適合）

※1 9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）及び9-2高齢者配慮対策等級（共用部分）

※2 4-1維持管理対策等級（専用配管）及び4-2維持管理対策等級（共用配管）

※3 躯体天井高の確保（2.5m以上）及び間取り変更の障害となる壁または柱がないこと

審査依頼年月日	年 月 日
証明書発行年月日	年 月 日
証明書発行番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-E-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

次世代住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書

第 号  
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社 CI 東海

代表取締役

印

下記の住宅については、次世代住宅ポイント対象住宅証明書を発行できませんので、次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務要領第 10 条第 3 項の規定に基づき通知書を交付します。

記

1. 住宅の所在地（地名地番）
2. 住宅又は建築物の名称（共同住宅等の場合は住宅番号を併せて記載）
3. 住宅の建て方
4. 住宅の構造
5. 理由

次世代住宅ポイント対象住宅に係る適合審査  
取下げ届

年 月 日

株式会社 CI 東海  
代表取締役 様

依頼者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
依頼者の氏名又は名称 印

下記の証明依頼は、次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務要領第 11 条第 1 項の規定により取り下げます。

記

1. 依頼書提出日 : 年 月 日
2. 受付番号 :
3. 住宅の所在地 :

※受付欄	※決裁欄
取下げ届受理者印	

注意 ※欄は記入しないでください。

次世代住宅ポイント対象住宅証明書  
再交付願

年 月 日

株式会社C I 東海  
代表取締役 様

依頼者 住 所  
氏 名 印

下記について、次世代住宅ポイント対象住宅証明書の再交付をしてください。

記

1. 申請理由
2. 住宅又は建築物の名称
3. 住宅の所在地
4. 証明書交付年月日
5. 証明書交付番号

※受付欄	※手数料欄	※決裁欄
再交付願受理者印		

注意 ※欄は記入しないでください。

次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼  
引受承諾書

年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社 CI 東海  
代表取締役

印

年 月 日付けの次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼について、下記のとおり引き受けることを承諾します。

引き受けに当たっては、次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務要領及び同約款を遵守します。

記

1. 受付番号

2. 引き受けた業務

次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務

3. 引き受けた業務の対象

【住宅の所在地】

【住宅又は建築物の名称】

【住宅の建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等（個別依頼 一括依頼）

【住宅の構造】 \_\_\_\_\_ 造

4. 適用する次世代住宅ポイント対象住宅判定基準

断熱等性能等級4 一次エネルギー消費量等級4 一次エネルギー消費量等級5

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3

免震建築物

高齢者等配慮対策等級3※1 高齢者等配慮対策等級4※1 高齢者等配慮対策等級5※1

劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2※2以上（共同住宅・長屋については一定の更新対策※3に適合）

※1 9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）及び9-2高齢者配慮対策等級（共用部分）

※2 4-1維持管理対策等級（専用配管）及び4-2維持管理対策等級（共用配管）

※3 躯体天井高の確保（2.5m以上）及び間取り変更の障害となる壁または柱がないこと

5. 業務期日 年 月 日

6. 証明手数料 金 \_\_\_\_\_ 円也（消費税込）